

## 地域における公益的な取組について

### 1 「地域における公益的な取組」とは

#### (1) 「地域における公益的な取組」の意義

##### 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

##### 第24条

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

- 平成28年社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨（※）から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する上記の責務規定が創設され、平成28年4月から施行されています。

##### ※ 社会福祉法人の「本旨」とは

社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくこと。

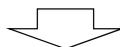


#### 社会福祉法人の責務として法律上明確化

- 社会福祉法人については、税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われています。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な福祉ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められています。

- 一方、国の税制改革の議論においては、社会福祉法人を含む公益法人が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば、社会福祉法人が実施する介護事業等）への課税のあり方については、引き続き検討を行うこととされています。



各法人において社会福祉法人であるからこそ取り組むことができる「地域における公益的な取組」を積極的に実施するとともに、現況報告書等において、国民（納税者）に取組内容をアピールしていくことが重要！

## (2)「地域における公益的な取組」の定義

厚生労働省の通知(※)において、次の①から③までの3つの要件すべてを満たすことが必要とされています。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること。
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること。
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること。

※ 平成30年1月23日付けで新たな国通知(別添)が施行されたことに伴い、従前の国通知(平成28年6月1日付け)は、廃止されました。

<国通知において示されている各要件のポイント>

### **社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス**

- ☆ 地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合が、この要件に該当
- ☆ 行事の開催や環境美化活動、防災活動等、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当
- ☆ 月に1回の行事の開催等、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。
- ☆ 災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組等、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれる。

### **日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者**

- ☆ 原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指す。
- ☆ 自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者等、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれる。
- ☆ 地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成等、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれる。

### **無料又は低額な料金で提供されること**

- ☆ 原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指す。
  - ☆ 国または地方公共団体から全額の公費負担がある場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当
- 上記の要件を踏まえ、各法人が、その保有する資産や職員の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無等を踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むことが必要です。
  - 一方、取組の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要です。

## 2 現況報告書への記載について

- 法人において取り組んだ「地域における公益的な取組」の内容については、毎会計年度終了後3箇月以内に「財務諸表等電子開示システム」により届出を行うこととされている現況報告書に記載する必要があります。

＜現況報告書への記載内容＞

- ① 取組類型コード分類
- ② 取組の名称
- ③ 取組の実施場所（区域）
- ④ 取組内容

**※ 「取組内容」については、サービス内容、対象者、実施頻度、費用の有無等について、できる限り具体的に記載してください。**

- 「地域における公益的な取組」の要件については、前述のとおりですが、各法人の取組が該当するかどうかの判断が難しい場合も想定されますので、現況報告書には、**要件への該当・非該当にこだわらず、各法人が本来の社会福祉事業等以外に、地域の福祉ニーズ等を踏まえ独自に取り組んでいる内容（事業報告書に掲載しているものなど）について、積極的に記入してください。**

## 3 本市所管法人における取組の状況について

- 現況報告書に取組内容の記載があった法人数（平成29年4月1日現在）  
265法人中71法人（26.8%）  
（保健福祉局所管）111法人中37法人（33.3%）  
（子ども若者はぐくみ局所管）154法人中34法人（22.1%）



**単純に記入漏れのケースが多いものと考えられるため、取組の意義を理解していただいたうえで、実施している取組については漏れなく記載を！**

- 次の取組は、実際に現況報告書に記載があった事例ですが、「地域における公益的な取組」に該当するものとなりますので、既に同様の取組を行っている法人においては、今後、積極的に現況報告書への記載を行ってください。

※ 1（2）の取組の定義に厳密には当てはまらないものもありますが、いずれも「地域における公益的な取組」に該当するものと考えていただいて差し支えありません。

（高齢分野）

- ・ 地域の高齢者を対象とした昼食会、配食サービス
- ・ 地域の高齢者を対象としたサロン等の居場所づくり
- ・ 認知症カフェ
- ・ 地域の高齢者の安否確認
- ・ 地域住民を対象とした介護講座 等

(障害分野)

- ・ 障害者の支援技術取得のための講習
- ・ 生活困窮者等に対する生活支援 等

(児童分野)

- ・ 地域の子育て世帯の交流の場の提供，園庭開放や出前保育
- ・ 未就園児の保護者に対する子育て相談，子育て講座
- ・ 災害発生時の子どもの一時預かり等の協力（※） 等

※ 平成25年1月に各関係団体（京都市保育園連盟，京都市児童館学童連盟，京都児童養護施設長会，京都母子支援施設協議会）と本市とで協定締結しています。

(各分野共通)

- ・ 福祉関係養成校等からの実習生の受入
- ・ ボランティアの育成
- ・ 刑務所出所者の協力雇用主としての支援
- ・ 他法人との連携による人材育成
- ・ 福祉避難所への登録

※ 指定を受けることのみでも「地域における公益的な取組」に該当しますが，地域住民を巻き込んだ避難訓練等の防災活動につなげるなど，地域の社会資源としての社会福祉法人の力を発揮していくことが，より望ましいものと考えられます。

(参考)現況報告書における「地域における公益的な取組」の記載状況(平成29年4月1日現在)

法人の主な 事業内容	取組内容	延べ実施数		
		保健福祉局	子ども若者 はぐくみ局	総計
高齢	地域の高齢者・障害者等への生活支援	12		12
	高齢者の居場所づくり	3		3
	地域住民との交流	3		3
	地域住民向けの講演会, 学習会等の開催	3		3
	福祉人材育成	3		3
	利用者負担軽減	3		3
	子ども食堂	1		1
	刑務所出所者に対する支援	1		1
	その他	1		1
	小計	30		30
障害	地域の高齢者・障害者等への生活支援	3		3
	生活困窮者等に対する支援	2		2
	退所者に対する支援	1		1
	地域活動への参加	3		3
	地域住民との交流	5		5
	地域住民向けの講演会, 学習会等の開催	3		3
	福祉人材育成	7		7
	被災者支援	1		1
	福祉避難所	4		4
	利用者負担軽減	1		1
	子育て支援	2		2
	その他	1		1
小計	33		33	
児童福祉	ひとり親家庭等の支援		3	3
	子育て支援		1	1
	生活困窮者等に対する支援		1	1
	小計		5	5
保育	子育て支援	1	33	34
	子ども食堂		1	1
	他団体等の事業への協力		3	3
	地域住民との交流		6	6
	調査研究等		2	2
	福祉人材育成		6	6
	小計	1	51	52
福祉全般	高齢者の居場所づくり	1		1
	子育て支援	3		3
	地域住民との交流	1		1
	福祉人材育成	1		1
	利用者負担軽減	3		3
	小計	10		10
社協	その他	3		3
	小計	3		3
その他	地域住民向けの講演会, 学習会等の開催	2		2
	小計	2		2
総計		90	57	147